

家畜遺伝資源の知的財産的価値の 保護強化に向けた制度の検討について

～保護対象、規制すべき行為等～

<背景と基本認識>

和牛は、我が国において、家畜改良機関や生産者の長年の努力によって改良されてきた我が国固有の財産であるとの認識の下、生産者等による輸出自粛等に向けた取組が実施。

しかしながら、和牛の受精卵が輸出検査を受けずに中国に持ち出され、中国当局において輸入不可として取り扱われた事案が確認。

また、地方自治体において独自のブランド確立・管理に努力している中、その意に反する形での利用・流通が行われ、当該ブランド価値の低下を招く事態も発生。

○対応

和牛の精液や受精卵について、流通管理の徹底を図るとともに、**知的財産的価値の保護を強化。**

○知的財産的価値の保護強化についての検討の方向性

精液・受精卵を始めとする**和牛の遺伝資源の知的財産的価値の保護強化**のためには、利用許諾契約のような契約の普及・定着に加え、契約当事者ではない**第三者にも効力が及ぶような制度的な仕組みが有効**であり、既存の知的財産法制を参考に、新たな仕組みを検討。

※ 和牛を含む家畜の遺伝資源の知的財産的価値の保護を強化する仕組みの検討に当たっては、対象が動物の遺伝資源であることに留意しつつ、進める。

＜植物の遺伝資源との違い＞

- ・ 植物のような①均一性、②安定性、③区分性なし
- ・ 国際条約なし

→ 「知的財産権」化がそぐわないため、行為規制によるアプローチが適当であり、不正競争防止法を参考に検討

動植物の改良努力に対する知的財産法制度による保護（現状）

	権利構成 (知的財産権としての保護)	行為規制 (不正競争行為の排除)
植 物	種苗法 (国際条約あり (UPOV)) UPOV: 植物の新品種の保護に関する国際条約 特許法 (発明 (≠改良) に相当する新品種)	不正競争防止法 「営業秘密」 (①秘密管理性②有用性③非公知性) ↓ ・ 営業秘密の侵害行為を違法行為として類型化 ・ 差止請求権、損害賠償、刑事罰等を規定
動 物	なし (国際条約もなし)	改良増殖のための遺伝資源の利用は、<u>他者への提供を前提としており、基本的に種雄牛等の基礎的な情報を公開するため（秘密管理性や非公知性を満たさない）、「営業秘密」としての保護は困難。</u> ↓ <u>改良増殖に有用となるまでに改良がされた家畜遺伝資源について、不正取得等から保護する仕組みが存在しない。</u>

知的財産法制度における家畜遺伝資源の保護（現状を踏まえた検討）

1 知的財産基本法における定義

第2条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 特許法による保護

客体（「発明」）	該当事例	課題・限界
自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの【§2①】	①ゲノム育種技術 （肉質等の）優秀な形質に係る遺伝子をDNAマーカーで特定し、有用な遺伝子の選抜を効率化。	DNAマーカーの利用について権利化。 ⇒ <u>遺伝資源を利用すること自体は権利化の対象とはならない。</u>
	②ゲノム編集技術 人為的に有用な遺伝子（例：免疫を高めるために特定のたんぱく質の合成を除去するもの）を導入	導入する遺伝子の利用について権利化。 ⇒ <u>遺伝資源を利用すること自体は権利化の対象とはならない。</u>

3 不正競争防止法による保護

	客体	想定事例	課題・限界
営業秘密	秘密として管理されている有用な技術上又は営業上の情報	肉用として販売する <u>交雑種</u> を作出するために使用する <u>純粋種</u> であって、それ自体を <u>外部に販売せずに秘密として管理しているもの</u>	改良増殖においては近交係数(*)の上昇による影響（遺伝子的不良形質の発現、発育不良、死産等）を防ぐため、一定の遺伝資源交換が不可欠 ⇒ <u>非公知性を満たさない等、営業秘密としての保護は困難。</u> (*)近親交配の程度を示す指標
限定提供データ	他者への提供を前提として電磁的に相当量蓄積された技術上又は営業上の情報	「 <u>限定提供データ</u> 」は、事業として外部に提供する <u>データの集合体</u> （ビッグデータ）が情報財としての <u>価値</u> を有しており、かかる情報の不正流通を放置すれば、情報の取引の萎縮や投下資本の回収が困難となることから、 <u>データの不正取得等の成果冒用行為を「不正競争」と位置付けて保護。</u>	

家畜遺伝資源に係る成果冒用行為からの保護を図るため行為規制アプローチによる新たな救済制度が必要ではないか

家畜改良の成果は、高い価値のある情報財。

現に、家畜改良の成果である遺伝資源の不正取得等の成果冒用行為が起きているが、その知的財産的価値を保護するために利用可能な仕組みが、現行の知的財産法制度においては存在しない。

改良増殖に要した投下資本を回収できる環境を整備し、さらなる改良努力につなげていくイノベーションサイクルを確立

規制対象行為の検討

事例 1 ※

外部の者が保有者の管理を害する行為によって遺伝資源を取得し、転売した事例

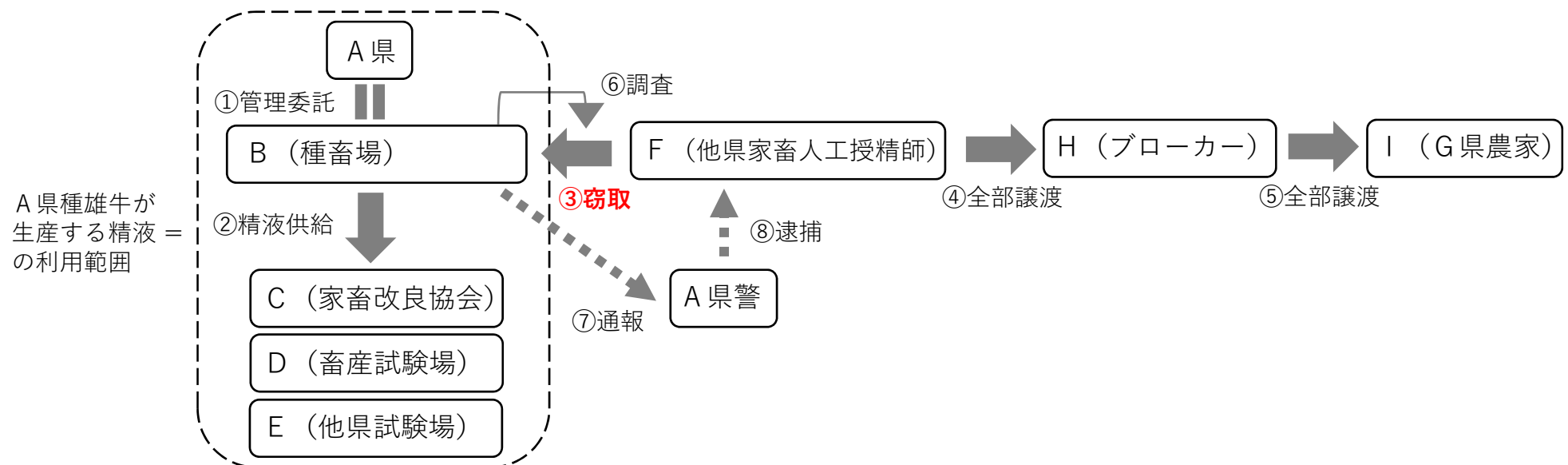
【前提】

A 県は、凍結精液等の取扱要領を制定し、その所有する種雄牛を種畜場(B)に管理委託。Bは、生産した精液を A 県家畜改良協会(C)のほか、A 県畜産試験場(D)や、他県の試験場(E)などへ改良素材として供給。また、Bが生産した精液は、Cと譲渡契約を締結したA 県内の家畜人工授精師に限定して提供。取扱要領では、A 県のブランドが毀損しないよう、Bの生産する精液のA 県内での利用、違反者に対する精液の供給停止や違約金等を規定。

【事例概要】

Bは、精液の保存容器を南京錠付きの箱に入れ施錠・保管し、部屋自体も施錠して管理。ある日、用務で Bを訪れた他県の家畜人工授精師 (F) が、Bの従業員の立ち会いの下、精液の保存容器を保管する部屋に入った際に、隙を見て、精液入りストロー100本(200万円相当)を窃取(精液は魔法瓶程度の大きさの容器に収められており、持ち運びが可能な大きさであった。)。数日後、Bの従業員が在庫管理を行った際に盗難が発覚。Bは、譲渡譲受記録簿や直近の訪問記録等を照合して事実を確認。A 県警に被害届を提出し、Fが逮捕。

Fが逮捕された時点で、Fは既に全てのストローをG県ブローカー(H)に譲渡。Hも取得した全てのストローをG県農家(I)へ譲渡。精液の取得時に、こうしたFによる窃盗について、Hは知っていたが、Iは知らなかった。



※ 本事例は、現場からのヒアリングや意見交換等に基づいて構成した想定のものである（以下の事例につき、同様。）。

事例 2

契約等により正当取得した者が不正の利益を得る目的で他者に転売した事例

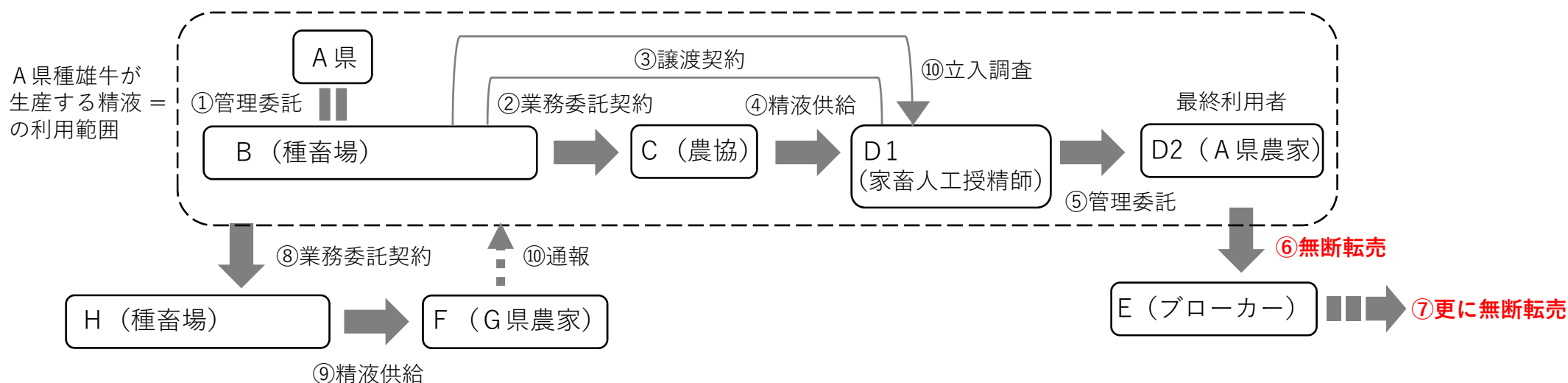
【前提】

A県は、その所有する種雄牛の飼育管理を種畜場(B)に委託。Bは、種雄牛から生産された精液をA県実施要領に基づき供給。実施要領では、A県のブランドが毀損しないよう、①Bが業務委託契約を締結した農協等(C)を介して、Bと譲渡契約を締結したA県内の家畜人工授精師及び農家(D)に限定して精液を供給すること、②Dが他者に再譲渡する場合は、Bが認めた範囲に限定すること、③違反者に対する精液の供給停止や違約金等を規定。また、Bは、業務委託契約を締結する種畜場(H)を介して、県内用と価格差を設けて県外にも販売。

【事例概要】

家畜人工授精師(D1)は、Cを介してBが生産した精液の供給を受け、家畜人工授精を実施。顧客の一人であるA県内農家(D2)の農場に、注入予定の精液約300本を置いておいた。ある時、D2は、G県のブローカー(E)から精液の転売を依頼され、農場内のD1の精液を無断転売し、利益を得た。さらに、Eはこの精液を他者へ転売。

一方、Hを介して正規にAの精液を購入しているG県の農家(F)は、Bが生産した精液が、自分が購入した価格よりも非常に安価でG県内に流通していることを知り、Bへ通報。Bは精液の証明書番号等からD1を特定し、D1の事務所を立入調査。D2の存在が確認され、D2に保管状況を確認した結果、事態が発覚。



事例 3

遺伝資源が不正な行為により取得されたことを知って取得した者が転売した事例

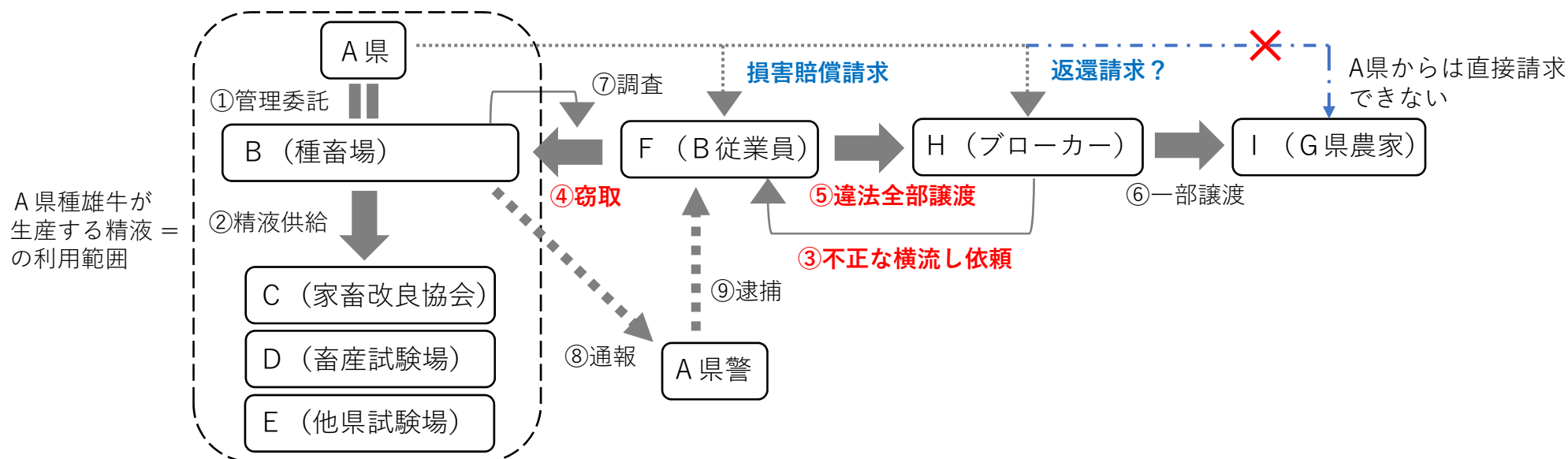
【前提】（事例 1 と同様）

A 県は、凍結精液等の取扱要領を制定し、その所有する種雄牛を種畜場(B)に管理委託。Bは、生産した精液を A 県家畜改良協会(C)のほか、A 県畜産試験場(D)や、他県の試験場(E)などへ改良素材として供給。また、Bが生産した精液は、Cと譲渡契約を締結した A 県内の家畜人工授精師に限定して提供。取扱要領では、A 県のブランドが毀損しないよう、Bの生産する精液の A 県内での利用、違反者に対する精液の供給停止や違約金等を規定。

【事例概要】

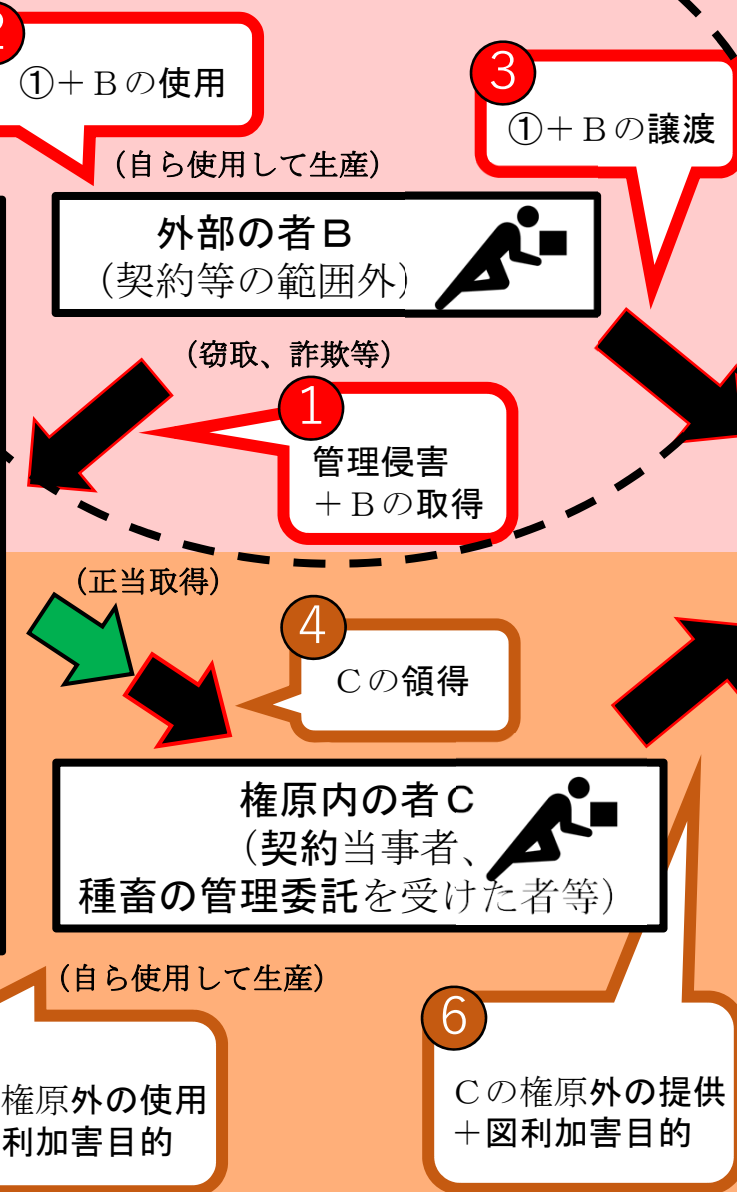
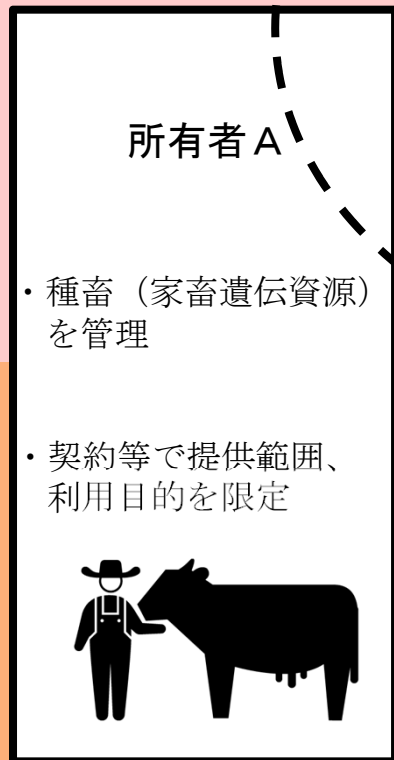
Bは、精液の保存容器を南京錠付きの箱に入れ施錠・保管し、部屋自体も施錠して管理。ある日、精液の保存容器を保管する部屋に出入りする権限が与えられているBの従業員(F)が、G県のブローカー(H)から、高額で精液の不正な横流しを依頼され、精液入りストロー100本（200万円相当）を窃取。その後、他の従業員が在庫管理を行った際に盗難が発覚し、Bは、譲渡譲受記録簿にて事実を確認。Bは、A 県警に被害届を提出し、Fが逮捕。

Fが逮捕された時点で、Fは、全てのストローをHに譲渡。Hは、取得したストローのうち70本を保管し、残り30本をG県農家(I)へ譲渡。Iはその全てを使用。A 県は、FとHに対して、譲渡された30本のストローの損害賠償請求を、未使用の70本の返還請求を検討。

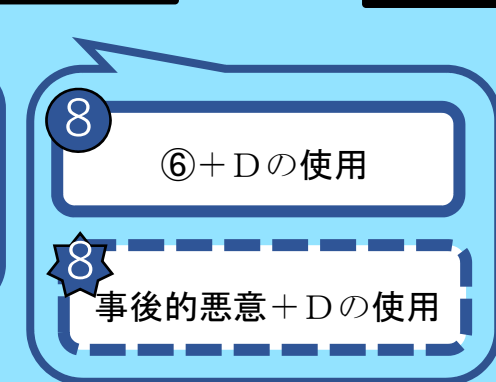
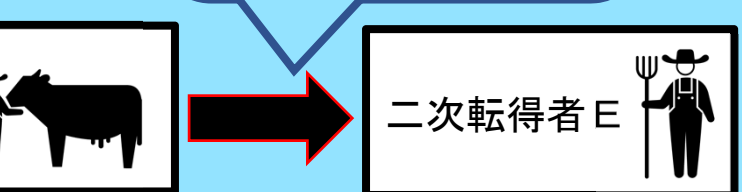
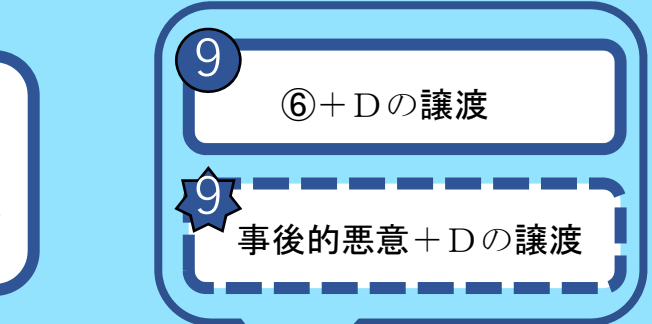
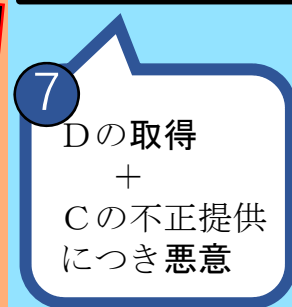
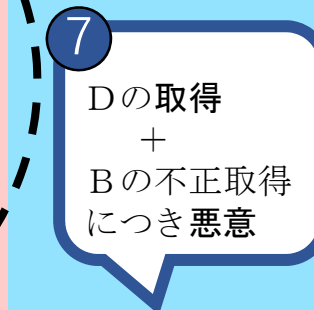


「家畜遺伝資源」に関して想定される侵害行為類型（不正取得パターン）

A 不正取得パターン



C 転得パターン



B 信義則違反パターン

第三者が不正取得等が介在したことについて重大な過失により知らずに、取得・使用・譲渡した場合の取扱いをどうするか。

論点 A：悪質性の高い行為による取得及びその取得した家畜遺伝資源の使用・譲渡等

優良な家畜遺伝資源（以下「家畜遺伝資源」という。）の取得行為自体に高い**悪質性**、**違法性**を帯びている行為態様を規制するとともに、その不正取得した家畜遺伝資源の本来の所有者の利益を**棄損する行為**（使用や第三者への提供をする行為等）を規制することの要否・適否について

<検討の視点>

- ✓ 窃盗、詐欺等の刑罰法規に該当する不正の行為による取得（①）は、民事上でも差止請求の対象とするなど、**規制の対象**とする行為とすることが適切。
 - ✓ 不正取得した家畜遺伝資源を自己の飼養する雌畜に家畜人工授精等を行うことにより使用する行為（②）は、本来であれば支払うべき**正当な対価を支払わず**に不当な利用をする行為であり、規制することが適切。
 - ✓ また、不正取得した家畜遺伝資源を本来の所有者でなければできないような売買等の行為（譲渡、引渡し、輸出。③）についても、本来の所有者が得られたはずの**利益を棄損する**行為であり、規制することが適切。
- （✓ 再生産による損害への対応については後述。）

○現場の声

・ 施設管理などは適切に行っているが、窃取の被害に合うことは想定される。

・ ルールを守っていただく前提で価格を定めているので、ルール違反の利用があれば、価格以上の悪影響を及ぼすことになる。

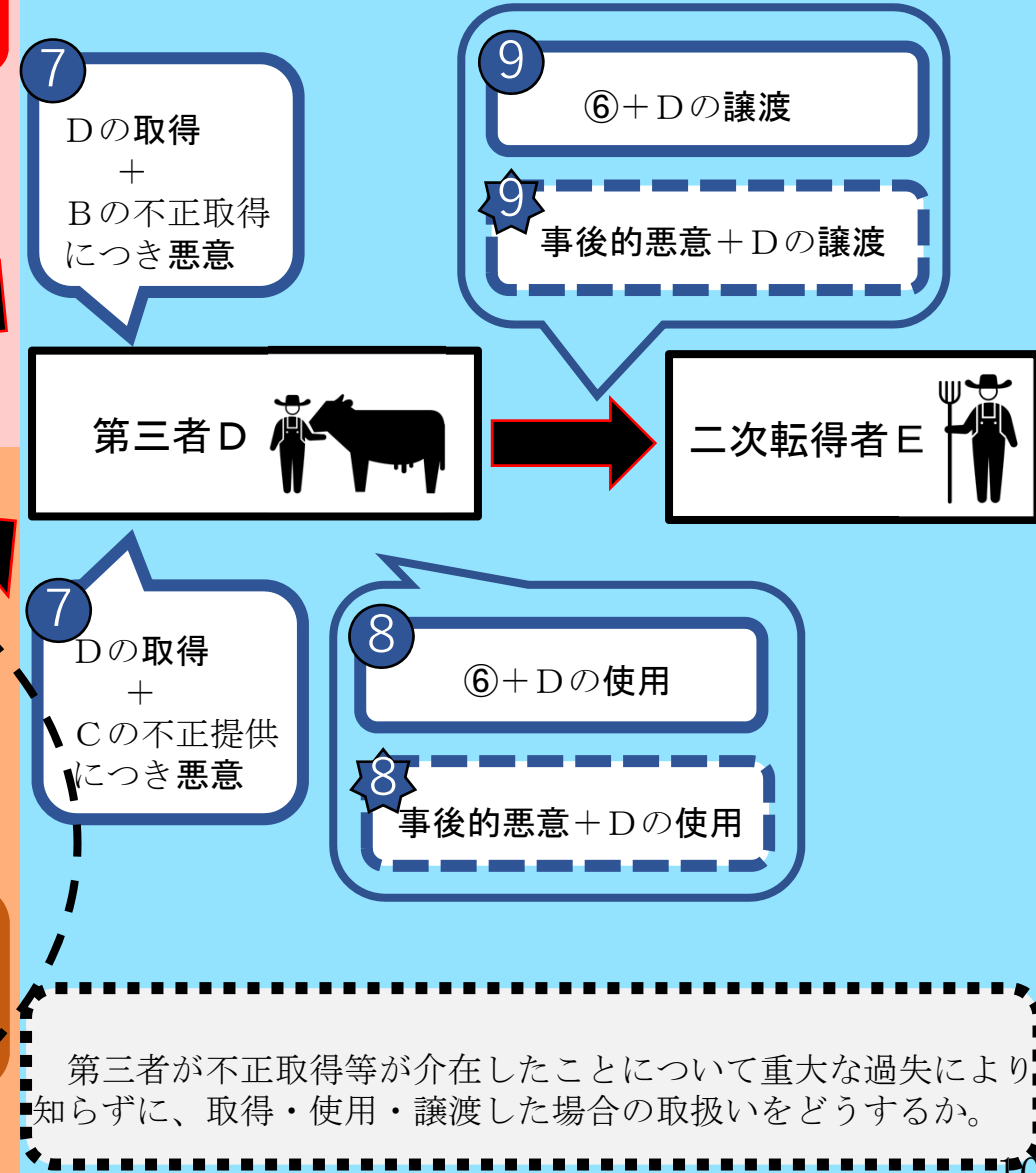
「家畜遺伝資源」に関して想定される侵害行為類型（信義則違反パターン）

A 不正取得パターン



B 信義則違反パターン

C 転得パターン



論点B：家畜遺伝資源につき正当な権原のある者による権原の範囲を超えた領得・使用・譲渡等

家畜遺伝資源の所有者から事務委託等により**正当な権原**が与えられた者が、権原の範囲を超えて家畜遺伝資源を**使用・譲渡等**する行為を規制すること、また、その**権原の範囲を超えて家畜遺伝資源を領得**する行為を規制対象とすることの要否・適否について（領得：自己または第三者のものとする目的で、他人の財物を不法に取得すること。）

<検討の視点>

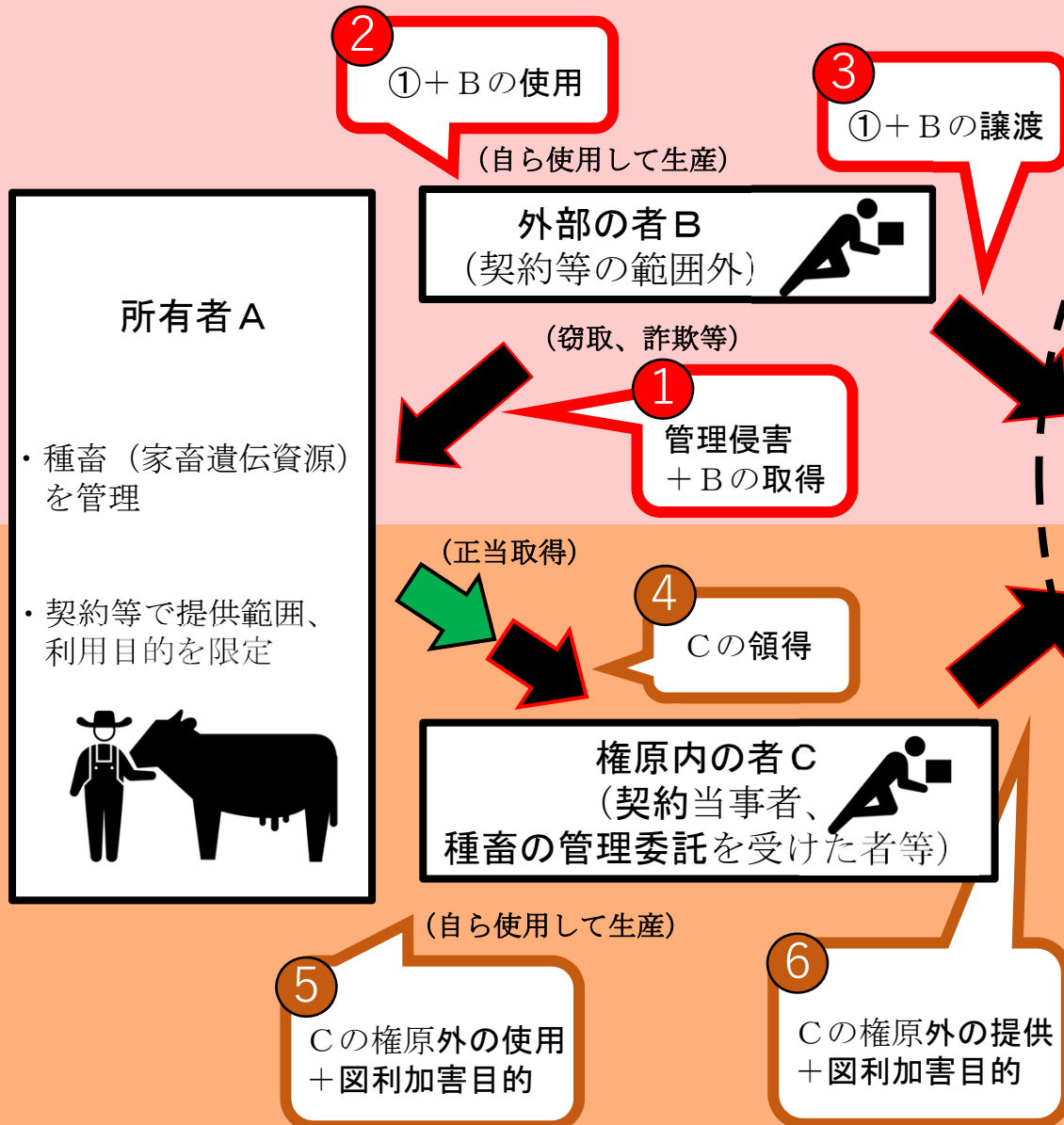
- ✓ 契約の当事者が契約で定められた利用範囲を超えて、又は家畜遺伝資源の所有者が種畜の管理等を委託した場合に当該委託を受けた者が**委託信頼関係に背いて、不正の利益を得る目的**や本来の家畜遺伝資源の保有者に**損害を加える目的**をもって、家畜遺伝資源を**使用（⑤）・譲渡（⑥）等する行為**は、本来の所有者の利益を棄損する悪質性の強い行為であるため、規制の対象とすることが適切ではないか。
- ✓ 種畜の管理委託を受けた者が**委託信頼関係に背いて、家畜遺伝資源を横領する行為（④）**そのものについても、その**領得行為**自体の違法性が強いことに加え、領得後に不正に使用・譲渡等が行われるおそれがあることから、特に、図利加害目的がある場合などは、不正使用・譲渡等が行われる前の領得の段階で規制の対象とすることが適切ではないか。

○現場の声

- ・ 特定の地域内で肥育用家畜の生産のために供給した精液が、地域外の利用者向けに転売されることは考えられる。供給先にペナルティを課せても、転売先には対抗できない。

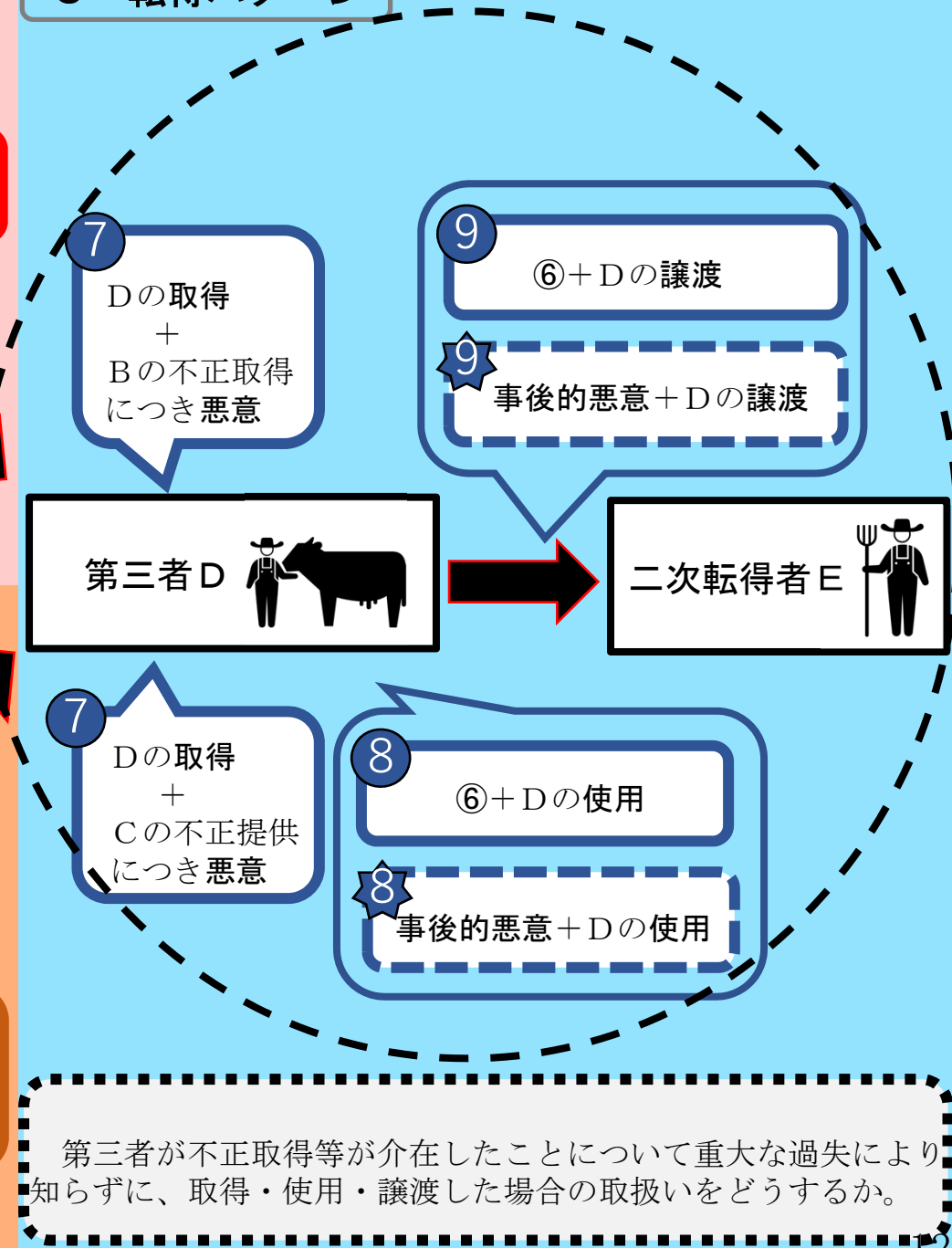
「家畜遺伝資源」に関して想定される侵害行為類型（転得パターン）

A 不正取得パターン



B 信義則違反パターン

C 転得パターン



論点 C : 転得者による取得・使用・提供行為／適用除外

不正取得等が介在した家畜遺伝資源が流通過程に乗った場合において、それぞれ以下のような行為を規制することの要否・適否について

- a. その家畜遺伝資源について**不正取得等**が介在したことを知って取得する行為、その取得した家畜遺伝資源を**使用・譲渡等**をする行為
- b. その家畜遺伝資源について**不正取得等**が介在したことについて重大な過失により知らないで取得する行為、その取得した家畜遺伝資源を**使用・譲渡等**をする行為
- c. 取得時に不正行為の介在を知らなかったが、**事後的に知った場合又は重大な過失により知らないで****使用・譲渡等**をする行為
- d. 取得時に不正行為の介在を知らないことについて重大な過失はなかったものの、**事後的に知った場合又は重大な過失により知らないで****使用・譲渡等**をする行為
- e. d. の場合において取得時の契約に基づく**権原内の使用・譲渡等**をする行為

論点C：転得者による取得・使用・提供行為／適用除外

<検討の視点>

- ✓ 家畜遺伝資源は一度不正に流出すると当該遺伝資源を継承する家畜の拡大再生産が容易となることから、**家畜遺伝資源の保有者の投資保護**の観点から、意図しない第三者に流通することによる被害拡大を防止するための手立てが必要。

- ✓ 同時に、輾転流通過程に介在した**第三者の取引の安全の確保との均衡点**をどこに見定めるかが重要。

(取得時悪意（・重過失）)

- ✓ 家畜遺伝資源について**不正取得等**が介在したことを知りながら、家畜遺伝資源と契約関係のない第三者が家畜遺伝資源を**取得（⑦）**し、又はその取得した家畜遺伝資源を**使用（⑧）、譲渡等（⑨）**をする行為は、悪質性の高い行為であり、規制の対象とすべきでないか。

- ✓ また、**不正取得等の経緯**について知らないことについて**重大な過失**（不正の経緯の確認の注意義務を果たしていない）がある第三者による家畜遺伝資源の**取得、使用、譲渡等**も、規制の対象とすべきでないか。

(取得時善意（・無重過失）事後知情)

- ✓ 取得時に**不正行為の介在**を知らなかった第三者が、**事後的に不正行為の介在を知った場合又は重大な過失により知らない場合は**、取得時に不正行為を知っていた者と同様に、不正行為の介在を知って（重大な過失により知らない）以降の家畜遺伝資源の**使用、譲渡等**の行為は悪質性が高く、規制の対象とすべきでないか。

- ✓ また、取得時に**不正行為の介在**を知らないことについて**重大な過失がなかった**（不正の経緯の確認の注意義務を果たしていた）者が、**事後的に不正行為の介在を知った場合又は重過失により知らない場合は**、不正行為の介在を知って（重過失により知らない）以降の家畜遺伝資源の**使用、譲渡等**の行為は悪質性が高く、規制の対象とすべきでないか。

(適用除外)

- ✓ 取得時に善意・無重過失であった第三者が事後的に不正行為の介在を知った場合（重過失により知らない場合）において、当該第三者の取引の安全の確保の観点から、家畜遺伝資源の取得に関して契約に基づく**権原の範囲内**であれば、当該家畜遺伝資源を**使用・譲渡等**をする行為は**規制の対象から除外**すべきでないか。

論点 C : 転得者による取得・使用・提供行為／適用除外

○現場の声

- ・ 一本の凍結精液ストローを2分割して利用し、浮かした分を転売するといった行為があっても、なかなか発見しにくいし、気づいたときには手遅れということも懸念される。本当は出所が怪しいと思って入手した者でも、「知らずに使ってしまった」と主張されると、対抗できないのではないかな。

論点D：家畜の拡大再生産による被害拡大のイメージ (論点A～Cのケースから導き出される家畜遺伝資源に特有の問題)

不正に取得された
精液

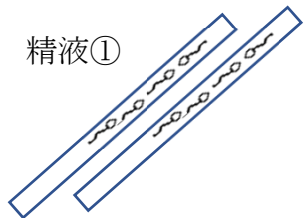
使用

子牛①



採取

精液①



不正使用により産出された
家畜遺伝資源

譲渡

第三者
A



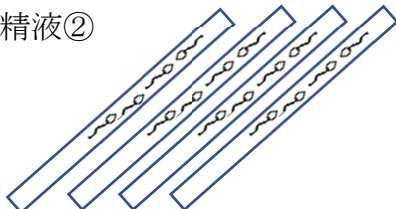
使用

子牛②



採取

精液②



不正使用によりさらに別の
新たな家畜遺伝資源が産出

譲渡

第三者
B



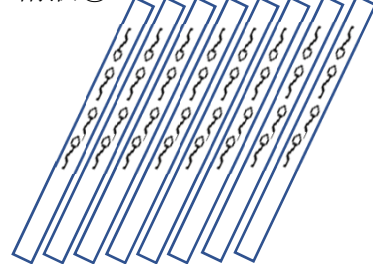
使用

子牛③



採取

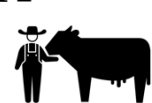
精液③



家畜遺伝資源が輾転流通する
ことにより、拡大再生産
に歯止めが利かなくなり、
被害がさらに拡大

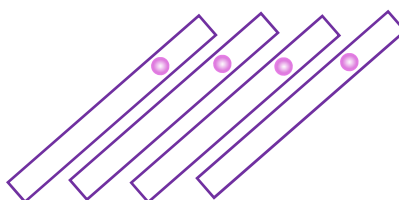
譲渡

第三者
A'



使用

受精卵②



譲渡

第三者
B'



使用

子牛③



論点D：侵害の行為により産出された新たな家畜遺伝資源の使用・譲渡等の取扱い

家畜遺伝資源の不正な使用により新たに別の家畜遺伝資源（精液、受精卵、子畜等）を生み出した者がその家畜遺伝資源を使用・譲渡等をする行為を規制することの要否・適否について

<検討の視点>

- ✓ 家畜遺伝資源が一度不正に流出すると家畜の拡大再生産が容易となることに鑑みれば、不正使用により産出された**新たな家畜遺伝資源の使用・譲渡等**についても、家畜遺伝資源の本来の保有者の投資回収を保護するため、規制の対象とすべきでないか。
- ✓ 不正使用により産出された新たな家畜遺伝資源及びこれを使用・譲渡等する行為の捉え方：
 - ① 新たに産出した家畜遺伝資源はその所有者に帰属する物・所有物に対する自由な処分として捉える
→ 違法化するためには特別の行為類型を定式化する必要
 - ② 改良の成果たる高い経済的価値が化体した媒体・その成果を冒用する行為として捉える
→ 改良成果（遺伝情報の集積）を冒用する行為として整理（論点A・B・Cと同様の整理）
- ✓ 同時に、不正使用により産出された新たな家畜遺伝資源侵害品について取引した**第三者の取引の安全を確保**することが重要。この点、当該新たな家畜遺伝資源が**不正使用行為により生じたことにつき善意・無重過失の者が当該新たな家畜遺伝資源を使用・譲渡等**する行為については、**規制の対象から除外**すべきでないか。
- ✓ さらに、不正使用により産出された家畜遺伝資源からさらに別の家畜遺伝資源（孫畜等）が産出された場合において、拡大再生産による被害拡大を防止する観点から、**二度目の不正使用により産出された家畜遺伝資源の譲渡等**についても規制対象とすることについて、不正行為に起因する家畜の**拡大再生産の抑止と取引の安全のバランス**の観点からどのように考えるべきか。

○現場の声

- ・ 家畜遺伝資源の不正利用の一番怖いところは、長年の努力の結果生み出された改良の成果が、再生産により容易に盗まれてしまうこと。知らないところでいつの間にか拡大再生産されると損害は甚大。

保護対象としての家畜遺伝資源についての考察

- **保護**すべき価値は何か（保護対象の特性等）
- **価値**はどうやって利用されるのか（利用形態と違法行為類型等）
- 保護すべき対象は「有体物」か「無体物」か。
択一的に明らかにすべきものか
 - ・ 人工授精用精液、受精卵、未受精卵等
 - ・ 改良の成果（付加価値）。それが化体した媒体物
 - ・ 遺伝情報（の集積）等

営業秘密・限定提供データとの比較での家畜遺伝資源についての考え方

	営業秘密	限定提供データ	家畜遺伝資源
対象	秘匿を前提として管理されている技術上又は営業上の情報 (顧客情報、製造方法、ノウハウ等)	他者への提供を前提として一定の技術的管理がなされている電子データ (地図データ、機械の稼働データ、市場調査データ等)	家畜改良の成果として創造された、優秀な形質を有する個体(家畜)の増殖・再生産が可能となる情報財 (和牛の精液・受精卵等)
特性	秘密管理性	— (秘密管理性のあるデータは対象外)	・近交係数の上昇を防ぐため、一定程度の遺伝子交換が必須(秘密管理性は成立し難い)
	非公知性	限定提供性 (特定の外部の者への提供が前提)	・契約等によって家畜遺伝資源の利用者の範囲、利用目的等を限定(限定提供)
	有用性	相当蓄積性 「相当量」は個別判断。電磁的方法によって蓄積されることにより価値を有するものが該当	・産肉能力、肉質等の点で差別化が図られる(有用) ・改良は、優秀な能力(形質)を発現する遺伝情報を集積させる行為(付加価値の高度な蓄積) ・改良が継続して行われることで有用性が維持される
	—	電磁的管理性	・形質が子孫に一定程度遺伝して保持される
不正使用による損害の程度	競合他社に不正使用されて同様の製品が作出されれば、市場競争力が著しく低下し、甚大な損害が生ずる可能性	データは複製が容易。一度不正に流通すれば輾転流通しやすいため、潜在的顧客が奪われ、データの価値を毀損し、甚大な損害が生ずる可能性	家畜遺伝資源は、家畜人工授精等により、 <u>家畜の拡大再生産が容易。一度不正に流通すれば輾転流通し、品質等において価値の高い家畜が市場に流通する等により、潜在的顧客や消費者が奪われ、改良努力への投資回収が困難となる等の甚大な損害が生ずる可能性</u>

＜参考：知的財産推進計画2019（2019年6月21日知的財産戦略本部）（抄）

2（2）④ 知財創造保護基盤の強化＞

（施策の方向性）

- ・ 和牛遺伝資源の不適切な海外流出を防止する観点から、適正な流通管理や保護に向けた検討を進める。

（短期、中期）（農林水産省）

- ・ 「農林水産省知的財産戦略2020」が定める戦略の実施期間である2019年度を迎えるにあたり、農業分野における新たな知財戦略の策定に向けた検討に着手する。（短期）（農林水産省）

＜参考：農林水産省知的財産戦略2020（平成27年5月28日策定）（抄）

第Ⅳ 4（4）家畜の遺伝資源の保護対策及び育種改良の促進＞

我が国の和牛は、長年にわたり公的機関や生産者が携わって育種改良してきた成果であり、適切な保護・活用を図ることが重要である。

このため、効率的な育種改良を行う観点から、SNP（一塩基多型）情報を活用した遺伝的能力評価を推進するとともに、遺伝資源の多様性の確保のための取組も推進する。

＜参考：和牛遺伝資源の流通管理のあり方について（中間とりまとめ）（令和元年7月2日）（抄）

3. 和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化のための制度の検討について＞

和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化のためには、利用許諾契約のような契約の普及・定着に加え、第三者にも効力が及ぶような制度的仕組みの創設等が考えられるが、このような制度の創設のためには、国際調和に配慮したものであるかどうか検討する必要があるほか、関係者により和牛遺伝資源の知的財産的価値を保護するための努力が行われているという立法事実の丁寧な積み上げが必要。そのためにも、和牛遺伝資源の流通管理の徹底や、契約による和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護に向けた取組を現場に浸透させていくことが重要。

その上で、国には、更なる和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化のために最大限の施策を講ずることが求められるが、そのためには、和牛改良に関わる生産者を含む関係者のみならず、関係省庁、法曹実務家、知的財産に関する専門家等を交え、幅広く丁寧な議論と検討を重ねた上で、その実現を図るべき。